

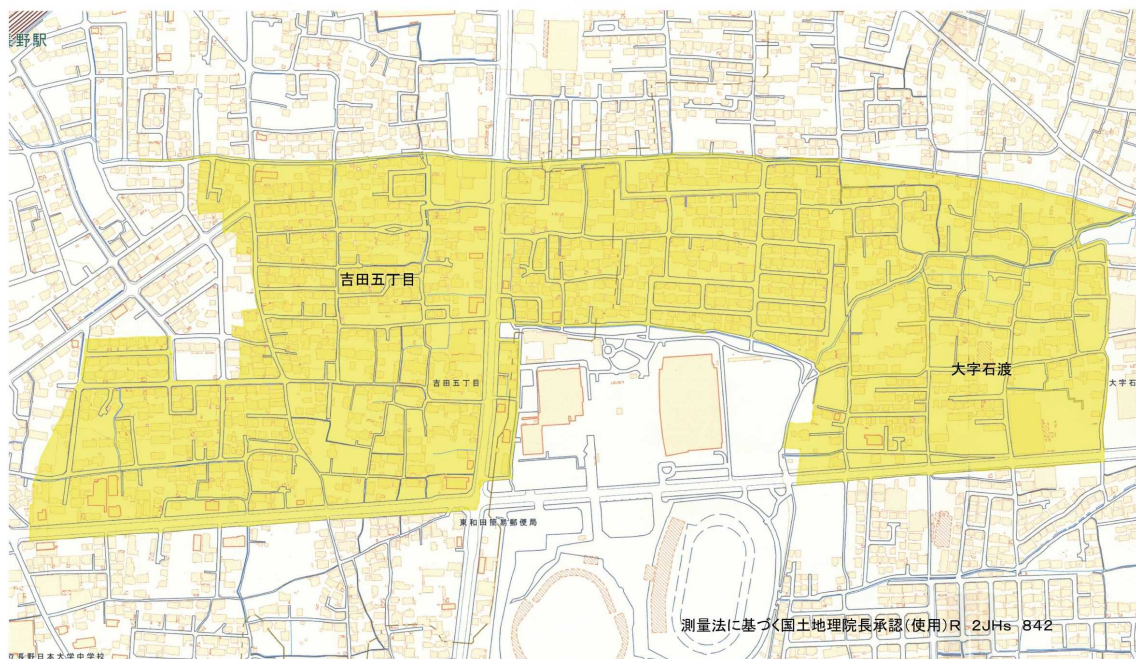
法務局から地図作成についてのお知らせ

長野地方法務局では、長野市大字石渡及び長野市吉田五丁目の各一部（実施地区は下図着色枠内）の地区において、精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することになりました。

現在、法務局に備え付けられている公図の多くは、明治時代に作成され、現状と形状が一致しないものや土地の境界（筆界）が不明確なものが少なからず存在し、それにより、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。そこで、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、正確な測量を行い、精度の高い地図を作成し、法務局に備え付けることによって、これらの問題を解消につなげます。土地所有者の皆様方におかれましては、本作業の趣旨・目的を御理解いただき、御協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

（主に市町村が主体となって行う地籍調査（国土調査）とは異なり、法務局・地方方法務局が行う登記所備付地図作成作業となります。）

長野市大字石渡ほか 登記所備付地図作成作業実施区域図



作業期間

令和3年8月下旬から令和5年3月までの間

計画機関

長野地方法務局

作業機関

あおぞら土地家屋調査士法人

登記所備付地図作成のメリット

- 1 土地の位置，区画を特定することができることから筆界の紛争を未然に防止することができ，安全で円滑な土地取引を行うことができます。
- 2 災害等により土地の位置や区画が不明確になっても筆界を復元することが可能となり，迅速な復旧につながります。
- 3 境界標が亡失した場合でも正確に復元することができます。

作業の手順

- 1 **UAV（ドローン）による測量実施について**（令和3年9月中旬から2か月程度の期間）

UAV(ドローン)を使用した測量を実施地区内において行います。

本作業は，航空法第132条により国土交通大臣の許可承認に基づき行われ，設定高度である上空150mに達した後，あらかじめ計画した飛行経路に沿って，実施地区内の撮影を行います。



本作業は，地図作成を行う上で必要な作業となっておりますが，実施地区内の土地所有者及び居住者の個人を特定する情報並びにプライバシーを侵害する情報が写り込まない措置を講じて作業を行います。また，取得した情報は地図作成作業以外の使用並びに作業機関及び運航事業者以外の第三者に情報を提供することは一切ありません。

【作業期間】

令和3年9月中旬から2か月程度の期間で天候が良く風が無い日に飛行させ，撮影を行います。飛行時間は，1回30分程度，1日に複数回飛行させます。

なお，本作業は天候により期間を延長せざるを得ない場合がありますので，あらかじめ御了承ください。

- 2 **測量基準点の設置について**（令和3年8月下旬から令和4年2月）

令和3年度は，実施地区内の土地の利用状況及び境界標の有無等を調査する作業とともに，地図作成に必要な土地の測量に使用する国家基準点（鋳等）の設置作業を行います。

つきましては，実施地区内を作業機関の者が巡回し，利用状況の調査や国家基準点の設置作業を行います。

▶ 基準点設置作業の効果

基準点標識の設置が完了しますと，その後の登記に関する土地の測量は，この基準点標識等を使用して行うことになり，正確な地積測量図が作成されることとなります。

基準点標識の例

皆さんにお願いすること

この作業において設置した国家基準点の標識等は、測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。

皆様方の所有地へ立ち入る必要があるときには、事前に御連絡をさせていただきますので御協力をお願いします。



3 所有者説明会について（令和4年1月）

実施地区内の土地所有者の皆様に対する所有者説明会を開催します（土地所有者の皆様には、個別に開催通知を送付させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から所有者説明会を中止する場合がございます。）。

4 一筆地立会調査（一次立会調査）について（令和4年5月から8月）

実施地区内の全ての土地について、所有者又は代理人の方に立会っていただき、筆界の確認と登記官による筆界の認定を行います。

5 再立会調査（二次立会調査）について（令和4年8月から10月）

一次立会調査において筆界の確認ができない場合は、引き続き、各所有者と打合せを行い、必要な場合は再立会を行います。

6 面積計算・地図作成について（令和4年9月から10月）

立会調査及び測量が完了すると一筆ごとに座標法による面積計算を行い、500分の1の縮尺で正確な登記所備付地図を作成します。

7 縦覧・異議申出について（令和4年12月上旬から12月下旬）

本作業において作成された登記情報に職権で登記される内容を記載した「縦覧資料」、土地の測量結果である「地積測量図（縦覧用）」を各土地所有者様にお送りします。記載内容に異議がある場合は、縦覧会場にお越しいただき、異議を申し出ることができます。

8 職権登記について（令和5年2月から3月）

これまでの作業の結果、地目及び面積等が登記記録と一致しなくなった場合や、合筆や分筆を必要とするときは、地積等調査一覧表に基づき、登記官が職権で登記を行い、全ての土地について地積測量図及び地図を法務局に備え付けます。



お問合せ・連絡先

長野地方法務局不動産登記部門地図整備室

TEL 026-235-6642（直）

FAX 026-235-6617

（平日 午前8時30分から午後5時15分）